

令和3年9月

保護者の皆様へ

令和4年度入学児童・生徒の指定校変更に関するお知らせ

世田谷区では住所地に基づく「通学区域制」を採用しており、お子さんの就学先は原則として住所ごとに指定された通学区域の学校となります。そのため、ご事情があって指定校の変更を希望される場合、保護者は教育委員会へ申請を行い、許可を得る必要があります。

ただし、区内の一部の地域では、通学区域内の児童・生徒数が増加し、他の通学区域からの受け入れを続けた場合には教室数が不足し、学校運営上支障をきたす状況が見込まれているため、以下の学校では、原則として他の通学区域からの指定校変更による受け入れを認めていません。

—指定校変更制限校—

小学校		中学校
桜丘小学校	桜小学校	烏山中学校
中丸小学校	二子玉川小学校	砧中学校
松丘小学校	芦花小学校	
塚戸小学校	京西小学校	
明正小学校	山野小学校	

なお、令和4年度中に上記「指定校変更制限校」の通学区域内へ転居することが確実な場合や、令和4年4月以降も兄弟が在学するような場合には、下記に記載の担当までご相談ください。

※「通学区域」および「指定校変更許可基準」については、区のホームページでご覧いただけます。

[世田谷区 通学区域](#) [世田谷区 指定校変更](#) で検索、

または

(URL)<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

⇒[目次から探す](#)⇒[子ども・教育・若者支援](#)⇒[小・中学校](#)⇒[入学・通学](#)

担当：世田谷区教育委員会事務局学務課就学係
03-5432-2683（直通）